



## 自転車「幼児用座席等」に関するルールについて ～自転車に幼児を乗せられるのはどんな時？～

自転車の二人乗り等は、道路交通法により禁止とされています。  
幼児等を乗せる以下の場合において、二人乗り等禁止の例外を認めています。

岐阜県道路交通法施行規則（軽車両の積載制限等）

- ① 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させている場合



- ② 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合



- ③ 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を※幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させている場合



- ④ 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を※幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させ、かつ、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合



※ 幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）

## ヘルメットとシートベルトの着用をお願いします!!

道路交通法でも「13歳未満の幼児・児童には、保護者等がヘルメットを被せるように努めなければならない。」と努力義務が定められています。

万が一の時に、お子さんの命を守るため「ヘルメットとシートベルトの着用」をお願いします。

岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>

交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>

X (旧ツイッター) URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



X (旧ツイッター)



交通安全情報



交通事故統計・分析